

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十一号

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十五年広島県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
機関	職	機関	職
(略)	(略)	(略)	(略)
町長部局	課長 課長補佐（総務課） 庶務係長	町長部局	課長 課長補佐（総務企画課） 庶務係長
(略)	(略)	(略)	(略)

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。